

那覇市・南風原町環境施設組合  
指定管理料スライド制度の手引き

那覇市・南風原町環境施設組合 総務企画課

令和8年6月

## 目次

1 趣旨 .....	1
2 概要 .....	1
3 賃金及び物価水準の変動に伴うスライド .....	3
4 制度運用スケジュール .....	5
5 その他の取扱い.....	6
6 記載例及び参考様式 .....	7
(参考)協定書に定める指定管理料スライド制度の参考条文及び募集要項記載例 .....	7
(参考様式1).....	8
(参考様式2).....	9
(参考様式3).....	10
(参考様式4).....	11

## 1 趣旨

本制度は、本組合の指定管理者制度導入施設において、指定管理者が指定期間中の社会情勢の急激な変化に対し、安定的に施設運営を行い、住民サービスの水準を維持できるよう、賃金水準及び物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、必要な範囲で指定管理料の調整を行うための取り扱いを定めるものとする。

## 2 概要

### (1) 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料(人件費、事業費、施設等管理費)について、賃金水準や物価等の変動に係る客観的な指標を基に、賃金及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

### (2) 対象施設

原則として、本組合より指定管理料の支払いを受ける全ての指定管理者制度導入施設を対象とする。

ただし、既に指定管理料に上昇分が加味されている施設やPFI法に基づく指定管理者制度導入施設など、個別の協定に基づき、施設の実態が本制度の導入に適さない施設は対象外とすることができる。

### (3) 適用時期

原則として、令和8年度以降に選定手続きを開始する施設において、指定期間2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

ただし、制度開始時に指定期間の途中であっても、本制度の適用を希望する指定管理者については、協議のうえ基本協定の変更を行い適用できるものとする。

※指定期間途中で協議により本制度を導入する場合は、協議の次年度より適用することとし、協議年度の指標を基に累計変動率の積算を行うこと。

### (4) 賃金及び物価水準の変動を算定する指標

#### ① 賃金水準

常勤職員の人件費 … 沖縄県人事委員会が公表する民間従業員給与

非常勤職員の人件費 … 厚生労働省が公表する沖縄県最低賃金

#### ② 物価水準

事業費・施設等管理費 … 総務省が公表する那覇市「消費者物価指数」

### (5) 賃金及び物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲

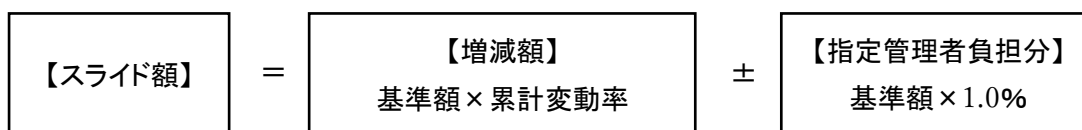
指定期間を通じ、各経費基準額の±1.0%の範囲は、指定管理者の負担とする。

(6)スライド額の算出方法

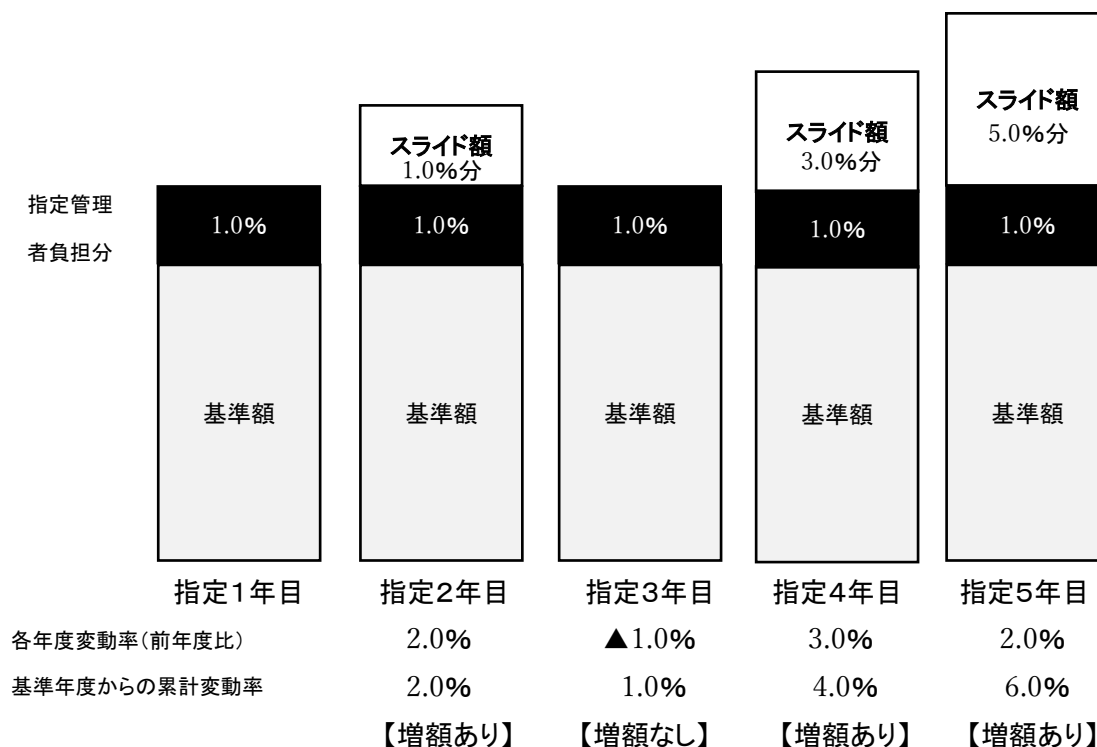
協定締結後に本組合より承認を受けた「スライド基準額報告書」(参考様式1)の対象経費の額(基準額)に、「基準年度からの変動率」(累計変動率)を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「基準額に 1.0%(減額の場合は-1.0%)を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額をスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する(賃金水準及び物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する)。

なお、スライド額が基準額の±1.0%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

<スライド額積算イメージ図>



<増減のイメージ図> ※人件費・事業費・施設費ごとに積算



※基準額の 1.0%増に相当する額まではスライド額の加算は行わない。

※基準額の▲1.0%相当の額を超えて下がった場合には、その超えた分を減額対象とする。

※スライド額の増減は、年度単位で判断するため、各年度当初予算による対応とし、加算額分の債務負担の設定は不要とする。

### 3 賃金及び物価水準の変動に伴うスライド

#### (1) 賃金スライド対象とする範囲

##### ① 常勤職員の人件費

常勤職員の人件費として積算した給料、期末・勤勉手当及び法定福利費

##### ② 非常勤職員の人件費

①以外の職員(パートタイム等の臨時職員)の人件費として積算した賃金、期末・勤勉手当及び法定福利費

#### (2) 賃金変動率の算出方法

##### ① 常勤職員の人件費

$$\left( \frac{\text{前年度の沖縄県人事委員会が公表する民間従業員給与}}{\text{指定管理料積算年度の沖縄県人事委員会が公表する民間従業員給与}} - 1 \right) \times 100 = \text{累計変動率(\%)}$$

##### ② 非常勤職員の人件費

$$\left( \frac{\text{前年度の沖縄県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の沖縄県最低賃金}} - 1 \right) \times 100 = \text{累計変動率(\%)}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入。

※前年度とは、スライド適用年度の前年度を意味する。

#### (3) 物価スライド対象とする範囲

##### ① 事業費

事業費として積算したすべての経費(自主事業に要した費用は除く)

##### ② 施設等管理費

施設等管理費として積算したすべての経費(修繕費及び備品購入費を除く)

#### (4) 物価変動率の算出方法

##### ① 事業費

$$\left( \frac{\text{前年度的那覇市「消費者物価指数」}}{\text{指定管理料積算年度的那覇市「消費者物価指数」}} - 1 \right) \times 100 = \text{累計変動率(\%)}$$

##### ② 施設等管理費

$$\left( \frac{\text{前年度的那覇市「消費者物価指数」}}{\text{指定管理料積算年度的那覇市「消費者物価指数」}} - 1 \right) \times 100 = \text{累計変動率(\%)}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

※前年度とは、スライド適用年度の前年度を意味する。

#### (5) スライド額の算出方法

前述の2-(6)スライド額の算出方法に基づき算出

#### (6) 消費税及び地方消費税の取扱い

賃金及び物価スライド額合計に10%を乗じて算出した額を加算する。

<算出例>

基準額		指定管理料: 15,000,000 円(年額)		
		(内訳)人件費(常勤職員) 7,000,000 円 人件費(非常勤職員) 3,000,000 円 事業費・施設等管理費 5,000,000 円		
指定期間		2年目	3年目	4年目
変動率 (累計変動率)	人件費(常勤職員)	2%	1%(3%)	3%(6%)
	人件費(非常勤職員)	2%	3%(5%)	3%(8%)
	事業費・施設等管理費	2%	▲1.5%(0.5%)	▲3%(▲2.5%)

※変動率の数値中( )内は基準年度からの累計変動率。

○2年目のスライド額積算

<b>【①費目ごとスライド額】</b> 人件費(常勤)70,000 円 人件費(非常勤)30,000 円 事業費・施設等管理費 50,000 円	=	<b>【増減額=基準額×累計変動率】</b> 140,000 円=7,000,000 円×2% 60,000 円=3,000,000 円×2% 100,000 円=5,000,000 円×2%	±	<b>【管理者負担分】</b> 70,000 円 30,000 円 50,000 円
---	---	---	---	---

②消費税額 15,000 円=費目ごとのスライド合計 150,000 円×消費税 10%  
2年目の当該施設のスライド額合計(①+②) 165,000 円

○3年目のスライド額積算 ※管理者負担分1%以内の経費はスライド額の適用なし

<b>【①費目ごとスライド額】</b> 人件費(常勤)140,000 円 人件費(非常勤)120,000 円 事業費・施設等管理費 0 円	=	<b>【増減額=基準額×累計変動率】</b> 210,000 円=7,000,000 円×3% 150,000 円=3,000,000 円×5% 25,000 円=5,000,000 円×0.5%	±	<b>【管理者負担分】</b> 70,000 円 30,000 円 50,000 円
--	---	---	---	---

②消費税額 26,000 円=費目ごとのスライド合計 260,000 円×消費税 10%  
3年目の当該施設のスライド額合計(①+②) 286,000 円

○4年目のスライド額積算 ※管理者負担分1%以内の経費はスライド額の適用なし

<b>【①費目ごとスライド額】</b> 人件費(常勤)350,000 円 人件費(非常勤)210,000 円 事業費・施設等管理費 ▲75,000 円	=	<b>【増減額=基準額×累計変動率】</b> 420,000 円=7,000,000 円×6% 240,000 円=3,000,000 円×8% ▲125,000 円=5,000,000 円×▲2.5%	±	<b>【管理者負担分】</b> 70,000 円 30,000 円 50,000 円
--	---	--	---	---

②消費税額 48,500 円=費目ごとのスライド合計 485,000 円×消費税 10%  
4年目の当該施設のスライド額合計(①+②) 533,500 円

#### 4 制度運用スケジュール

項目		本組合	指定管理者
指定期間 開始前	募集実施時	・スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集	
	協定締結時	・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、基本協定及び年度協定を締結	
			・指定管理者は「スライド基準額報告書」を提出
指定期間 中	計算を行う年度 9～10月頃	・賃金及び物価水準の変動を算定する各指標より累計変動率を算出 ・変動率を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知 ・スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映	・通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討
		4月	・スライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結
	適用年度 随時	・モニタリング等において賃上げ等の実施状況を確認・評価	・年度終了後、「反映状況に関する報告書」を組合に提出

##### (1) 指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 協定締結時、本組合と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、基本協定及び年度協定を締結する。
- ③ 基本協定締結時に、指定管理者は「スライド基準額報告書」(参考様式1)を提出する。

##### (2) 指定期間中

###### ① 計算を行う年度

- ア 本組合は、賃金及び物価水準の変動を算定する各指標より変動率を算出し、「指定管理料スライド額変動率について」(参考様式2)を作成する。
- イ 本組合は、上記アの算定表を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者へ「指定管理料のスライド額について(通知)」(参考様式3)を通知する。スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映する。
- ウ 指定管理者は、上記イの通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。

②指定期間2年目以降(適用年度)

- ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。
- イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書」(参考様式4)を本組合へ提出する。
- ウ 本組合は、モニタリング実施時や事業報告(年度報告)の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の反映状況について確認・評価を行う。

5 その他の取扱い

(1)指定期間開始が4月1日以外の場合

指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度のスライド額の計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

(2)人件費におけるスライド額の取扱い

人件費におけるスライド額については、原則として人件費に充てることとするが、指定管理者制度においては、組織運営を含む管理運営について指定管理者の創意工夫を生かし、効率的かつ効果的に実施されることが求められているため、職員への支払時期や方法等、事務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとする。

## 6 記載例及び参考様式

(参考)協定書に定める指定管理料スライド制度の参考条文及び募集要項記載例

### 【基本協定書の参考条文(抜粋)】

(委託料)

第〇条 甲が指定期間に乙に支払う委託料のうち、指定管理料の総額は〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

2 各事業年度の委託料の支払の詳細については、年度協定に定めるものとする。また、本業務と自主事業の経理状況を明確にするために口座は別々に開設する。

3 本業務の1事業年度は、毎年〇月〇日から翌年の〇月〇日までとする。

4 指定管理料スライド制度による指定管理料のスライド額については、乙が提示する「スライド基準額報告書」の対象経費を基に、甲が毎年度公表する変動率により算出し、年度協定書において定めるものとする。

5 前項に定める事項のほか、協定期間内に予期せぬ状況の変化など、乙の責めでない特別の事情により、第1項に定める指定管理料が著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ指定管理料を変更することができる。

### 【年度協定書の参考条文(抜粋)】

(委託料)

第〇条 委託料は、修繕費及び備品購入費、物価及び賃金スライド額を含めて次の額とする。

ただし、修繕費及び備品購入費については、概算額(限度額)とする。

金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

(内訳) 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(指定管理料基準額)

〇〇〇,〇〇〇円(修繕費)

〇〇〇,〇〇〇円(備品購入費)

〇〇〇,〇〇〇円(スライド額)

### 【募集要項の参考記載例】

賃金水準及び物価水準変動への対応

(1) 指定管理に係る各年度の費用(自主事業要した費用は除く)について、賃金及び物価水準を測る指標に一定以上の変動が見られた場合には、指定管理料の調整を行う制度(指定管理料スライド制度)を適用します。

(2) 指定管理料スライド制度は、賃金及び物価水準の下落時には減額適用される場合があります。

(3) 指定管理料スライド制度の詳細については、「那覇市・南風原町環境施設組合指定管理料スライド制度の手引き」を参照ください。

(参考様式1)

年 月 日

那覇市・南風原町環境施設組合 管理者 宛て

施設の名称  
指定管理者名  
代表者名

スライド基準額報告書

基本協定書第〇条第〇項の規定に基づき、指定管理料のスライドに係る対象経費について、以下のとおり報告します。

〇年度(指定管理開始年度)

(単位:千円)

区分	費用	金額	備考
人件費	常勤職員	円	
	非常勤職員	円	
	合計	円	
事業費	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	合計	円	
施設等管理費	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	〇〇〇費	円	
	合計	円	

※基本協定書において規定した指定管理初年度の指定管理料を基に、スライド額の算定基準となる対象経費(消費税抜き額)について記載すること。

## ○年度 指定管理料スライド額の変動率について

「那覇市・南風原町環境施設組合指定管理料スライド制度の手引き」に基づき、○年度の指定管理料スライド額の変動率は、下記のとおりとなります。

## 1 ○年度の賃金及び物価水準の指標及び変動率

区分	指標	指標値		変動率 (前年度比較)
		前年度	今年度	
人件費	常勤職員	沖縄県人事委員会が公表する「民間従業員給与」		%
	非常勤職員	厚生労働省が公表する「沖縄県最低賃金」		%
事業費及び 施設等管理費		総務省が公表する那覇市「消費者物価指数」		%

## 2 基準年度からの賃金及び物価水準の累計変動率

区分		基準年度からの累計変動率				
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
人件費	常勤職員	%	%	%	%	%
	非常勤職員	%	%	%	%	%
事業費及び 施設等管理費		%	%	%	%	%

※基準となる年度とは、指定管理料積算年度(公募を行った年度)のことを示す。

(参考様式3)

那南環第 号  
年 月 日

(指定管理者名)

那覇市・南風原町環境施設組合 管理者

○年度 指定管理料のスライド額について(通知)

「那覇市・南風原町環境施設組合指定管理料スライド制度の手引き」に基づき、○年度の指定管理料スライド額は、下記のとおりとなります。つきましては、基本協定に基づき、年度事業計画書等への適切な反映にご留意ください。なお、スライド額の適用については、○年度の本組合予算が成立した時に効力を生じるものとします。

1 基準となる年度 ○年度

※基準となる年度とは、指定管理料積算年度(公募を行った年度)のことを示す。

2 ○年度の賃金及び物価水準の変動率

区分		指標	変動率
人件費	常勤職員	沖縄県人事委員会が公表する「民間従業員給与」	単年度: % 累計: %
	非常勤職員	厚生労働省が公表する「沖縄県最低賃金」	単年度: % 累計: %
事業費及び施設等管理費		総務省が公表する4月の那覇市「消費者物価指数」	単年度: % 累計: %

3 指定管理料スライド額 (単位:円)

区分	スライド額
人件費	常勤職員 円
	非常勤職員 円
事業費	円
施設等管理費	円
合計額	円

※スライド額が各費用基準額の±1.0%を超えるまでは指定管理者のリスク負担となるため、上記スライド額は指定管理者リスク負担を差し引いた額となります。

※上記スライド額合計に消費税及び地方消費税 10%が加減算されます。

(参考様式4)

年 月 日

那覇市・南風原町環境施設組合 管理者 宛て

指定管理者名

代表者名

### 指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

#### 1 基本情報

施設名	
指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日(指定期間 年目)

#### 2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

職員の人件費に反映した

具体的な反映内容

職員の人件費に反映していない

反映していない理由

#### 3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見

--